

10月1日から最低賃金が 819円に改正されます！

10月1日より、**兵庫県最低賃金**が現在の時間額 794 円から 25 円引き上げられ、**時間額 819 円に改正**されます！この最低賃金は、原則として兵庫県内の事業場で使用されるパート、アルバイト等を含めた**すべての労働者に適用**されます。

※「繊維工業」「自動車小売業」等の 9 業種については、産業別最低賃金が適用されますのでご注意ください。

※以下の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ・臨時に支払われる賃金
- ・1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金
- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(担当：経営支援課)

賃金 UP を予定している社長必見！ 業務改善助成金の拡充のご案内

『業務改善助成金』とは、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10※ (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10※ (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※)	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	200万円	

支給の要件

- ① 最低賃金が適用される労働者の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと
- ② 生産性向上のための設備投資を行うこと

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。

(担当：経営支援課)

被災後の事業再開を応援します！ 休業対応応援共済

店舗や作業場、事務所等の事業用建物が、**地震**等の自然災害や火災や落雷等の事故により被害を受け、事業活動を完全に休止せざるを得なくなった場合に、事業再開のための費用負担を軽減する共済です。近年、自然災害が頻発しており、災害対策への関心が高まっています。**地震等による被害を基本補償に加えた単独共済としては全国初の制度です！**

共済金は、ご契約者様の粗利益額（前年度実績）を基に定める「約定日額」と「休業日数」に応じてお支払いします。

全損応援共済金：3,000万円限度
一部損応援共済金：1,500万円限度

共済掛金は、全損・一部損の約定日数、約定日額、建物の構造によって異なります。

備えあれば憂いなし！もしものための備えとして、加入されませんか？詳しくは、商工会までお問い合わせください。

(担当：横畑・山下)

あなたの暮らしを守ります！ 商工会の福祉共済

全国商工会連合会が運営する、**ケガの補償に特化した自家共済制度**です。仕事中はもちろん、交通事故や不慮の事故、天災、家庭内でのケガ等、幅広く対応しています。

ココが Point !

- ① 職種・年齢・性別に関係なく、一律の掛金！
- ② 業務外でも 24 時間、事故によるケガを補償！
- ③ 手厚い入院補償！（傷害プランは、1 日目から 8,000 円）
- ④ 最長 80 歳までの長期補償！（継続加入は満 85 歳まで）
- ⑤ 迅速な共済金支払い！（最短 1 週間前後で入金）

<共済(補償)期間>

平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 11 月 1 日まで

※中途加入の場合、毎月 1 日から平成 29 年 11 月 1 日まで

<補償の対象となる方>

商工会員・家族・従業員

※平成 28 年 11 月 1 日時点で満 6 歳以上満 80 歳以下の方

<加入プラン・掛金>

傷害プラン・シニア傷害プラン：月額 2,000 円

傷害ライトプラン：月額 1,000 円

(担当：山下・足立)

誰に、いつ、継がせるのか 承継の準備に早すぎるということはありません 事業承継のポイント、教えます

近年、円滑な事業承継が社会的な課題の一つに数えられているほか、高齢化に伴う廃業の増加も、多可町の地域課題になっています。

さらに、事業承継は親族への承継と捉えられがちですが、最近では親族以外への承継（第三者承継）に可能性を見出す事業所も増えてきています。

- 事業の承継をお考えの経営者の方
- 50歳以上の経営者の方
- 廃業をお考えの方
- 現時点で後継者がいない方
- 事業承継の知識を深めたい方

このうちの1つでも該当する方は、ぜひとも事業承継セミナーを受講してみてください。

【日時】10月11日(火) 15:00~17:00

【場所】多可町商工会館2階会議室

受講料は無料です。

詳しくは商工会からの郵送物（パンフレット）をご覧ください。

（担当：金高・横畑）

第6回 ひょうごクリエイティブ ビジネスグランプリ2017

兵庫県では、地域産業のさらなる成長を促進するために、斬新な発想やユニークなアイデアで、先導的・モデル的に事業展開している企業等を表彰する「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」を開催しています。表彰企業は、販路開拓や資金調達の面で、さまざまな支援を受けることができます。皆様のユニークな取り組みについて、ぜひご応募ください！

<応募資格>

- ・情報・サービス関連分野での先進的・モデル的な取り組みであれば、業種や規模は問いません。
- ・既にある程度の売上げを得ているサービスを対象とします。アイデアやプランレベルのもの、事業として定着していないものは対象外となります。
- ・過去のエントリー事業者であっても、新たなサービスでのエントリーであれば応募可能です。

<募集期間>

平成28年10月28日(金)まで

<お問合せ>

兵庫県産業労働部 新産業課 TEL:078-362-4273

（担当：経営支援課）

わずか10,000円で43,000部のチラシに！ 多可町ふるさと産業展広告募集！

第11回多可町ふるさと産業展のチラシを作成するにあたり、広告を掲載して下さる事業所を募集しています。

産業展に出店・出展されない方でもお申込みいただけます！

募集枠：縦5cm×横10cm枠（4枠のみ募集）

広告料：10,000円

印刷部数は43,000部で、そのうち約41,000部は多可町全紙および西脇市・丹波市・加東市・加西市の神戸新聞に新聞折込チラシとして配布を予定しております。

お申込み：役場地域振興課商工連携室

多可町ふるさと産業展事務局（TEL 32-4779）

「多可町ふるさと便」の募集について

多可町では、ふるさと納税（ふるさと多可町応援寄附金）に寄附いただいた方に、町の特産品等を「多可町ふるさと便」として贈呈しており、この度、商品を募集します！

現在、「多可町ふるさと便」では235種類の謝礼品を取り扱っています。今後も多くの特産品を全国の方にお届けし、多可町の魅力を知って頂きたいと思っています。

お問合せ：役場地域振興課商工連携室

ふるさと多可町応援寄附金係（TEL 32-4779）

10月の予定（主な予定のみをピックアップしています）

- 5日 創業塾（第2講）
- 11日 事業承継セミナー
- 19日 創業塾（第3講）
- 20日 よろず支援拠点サテライト
- 20-21日 商工会幹部研修会
- 26日 創業塾（第4講）

職員コラム

現在、3年に一度の会員調査を進めており、みみよりインフォメーションの配信方法として、FAX・郵送・Eメールのいずれかを選択いただいています。まだ調査結果の集計が完了していないため、希望通りに反映していませんが何卒ご了承ください。集計完了次第、反映します。（本庄）

各種お問合せ

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町125-1

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】原田

【経営支援課】後藤・金高・本庄・横畑・山下

【業務推進課】足立・遠藤・岸本・宮内・石塚